

新型コロナウイルス感染症関連の補助金に関するFAQ(医療機関向け)

(兵庫県保健医療部感染症対策室感染症対策課)

令和5年11月22日

00.共通事項

No.	質問内容	回答
1	補助事業の対象期間はいつからいつまでですか。	令和5年10月1日～令和6年3月31日の期間内に着手し、納品、支払いが完了する事業が対象となります。 なお、着手とは、契約書を締結する、又は発注することを指します。 ※ 原則として設備等は令和6年2月29日までに納品される必要があります。 ※ カード、手形による支払いの場合は、口座から引き落とされる日が支払いの完了となります。
2	どのような医療機関が、補助の対象となりますか。	原則として、次の(1)～(4)の医療機関が補助の対象となります。 (1)令和5年10月1日以降に県からの依頼でコロナ病床確保された医療機関 (2)令和5年10月1日以降に発熱等外来対応医療機関(5月7日までは発熱等診療・検査医療機関)に指定された医療機関 (3)令和5年10月1日以前より引き続き発熱等外来対応医療機関として指定されている医療機関 (対象経費の制限あり。詳細は各補助金を参照。)
3	補助金の交付はいつされますか。	事業が完了し(購入設備等への支払も完了しておく必要があります)、実績報告書、請求書を当課へ提出後、書類内容に問題がなければ、交付の手続きを開始します。手続き開始後、1か月以内に補助金を交付する予定です。
4	見積書の写しを添付とありますが、全ての設備・備品等の写しが必要ですか。	単価が100,000円未満のものについては、添付を省略できますが、交付申請金額の確認のため、品目や数量、単価等を示した積算内訳を提出してください。 また、ネットでの注文により、見積書の発行が難しい場合は、注文画面など価格が分かるものを添付してください。
5	設備整備について、令和6年3月31日までに納品されれば補助対象となりますか。納品だけでなく、2月29日までに一定程度以上使用が必要などの条件はありますか。	原則として、令和6年2月29日までに納品される必要があります。 補助事業の対象期間の間に少なくとも1ヶ月は、設備の活用による治療等を行ってください。 なお、使用状況を確認させていただく場合がありますので、必ず使用記録をつけておいてください。
6	設備を購入する際の条件はありますか。例えば、入札をしなければならないのでしょうか。	原則、入札又は見積もり合わせにより業者を決定してください。 設備は新型コロナウイルス感染症への対応として緊急的に整備するものであることから、高額な医療機器については基本的にリースで整備してください。

7	設備整備について、リースの場合や工事費、光熱水費は補助対象となるのでしょうか。	<p>リースの場合も補助対象となります。</p> <p>設備を設置するに当たっての工事費については、対象経費の「備品購入費」に含まれるため、補助対象となります(設備設置工事費は対象になりますが、検査室拡充工事を行う場合の工事費は対象外となります)。</p> <p>ランニングコストである光熱水費は補助対象外です。</p> <p>なお、令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日～9月30日までに同事業による補助を受けた医療機関は、原則個人防護具以外は対象外とします。(10月1日以降、引き続きリースされる場合のリース料は対象外です。)</p>
8	設備整備について、事業終了後、購入した設備を廃棄する経費は補助対象となるのでしょうか。	<p>補助事業の目的を達成したものととして廃棄することが適切な場合は、令和6年3月末までの廃棄に係る経費は補助対象となります。</p>
9	厚生労働大臣が認めた台数、人数分・・・とありますが、医療現場に必要な台数、人数分・・・を申請したらいいのでしょうか。	<p>医療現場で最小限必要な台数、人数分・・・を申請してください。確保病床等に比して、過大な場合は対象外となります。</p>
10	同じものを他の助成事業と重複申請できますか。 (国直接執行の補助や兵庫県保健医療部の他の補助等との同時申請)	<p>他の助成事業と重複申請はできません。</p>
11	本補助金により取得した設備を新型コロナウイルス感染症患者以外(目的外使用)に使用することは可能ですか。	<p>新型コロナウイルス感染症の収束後や感染症法上の位置づけの変更後においても、今後、新型コロナウイルス感染症が再拡大すること考えられるため、本補助金で整備した設備は、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまでは財産処分を行うことなく維持されることを想定しています。</p> <p>なお、当該期間中において、本補助金の事業に影響を及ぼさない範囲で一時的に他の用途に使用する場合(※)は、財産処分に該当しないため、厚生労働大臣の承認は必要ありません。</p> <p>※ 例えば、一時的に一般診療で使用する場合等を想定</p>
12	補助金で整備した設備について、新型コロナウイルス感染症の収束後、廃棄する場合、財産処分の手続きが必要ですか。	<p>新型コロナウイルス感染症対策として緊急的・一時的に整備が必要であり、元々、新型コロナウイルス感染症の収束後に廃棄することが予定されている場合は、補助事業の目的に反しているわけではないので、県(厚生労働大臣)の承認を受けずに廃棄することが可能です。</p> <p>なお、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付していただくこととなります。</p>
13	今回の補助金は、国の会計検査の対象となりますか。また、書類の保存などで留意すべき事項はありますか。	<p>国費を活用した事業となるため、当該事業で購入した設備等は国の会計検査の対象となります。</p> <p>当該補助金で購入した設備については、他の目的で使用することがないよう留意いただくとともに、契約書、請求書等の証拠書類は5年間は他と区別して保管してください。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、5年間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管することになりますので、ご注意ください。</p> <p>また、会計検査を受検される際は、現地調査や証拠書類の検査等が行われますので、その際にご協力をお願いします。</p> <p>なお、証拠書類等を紛失した場合や事前の承認なく処分・譲渡等した場合などには、国から補助金返還を命じられるケースもあるので十分注意してください。</p>

10.外来医療機関確保事業

No.	質問内容	回答
1	補助の対象となる者	<p>令和5年3月10日以降に新たに外来対応医療機関(令和5年5月7日以前は診療・検査医療機関)の対応を行い、少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行う保健医療機関が対象となります。</p> <p>令和5年3月10日以前から外来対応を行っていた医療機関は対象になりませんので、ご注意ください。</p>
2	補助の対象となる経費	<p>外来対応医療機関の新設に伴い必要となる次の(1)～(5)に係る経費等が対象となります。</p> <p>(1) 患者案内のための看板の設置料 (2) ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費 (3) 換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費 (4) 医療機器(パルスオキシメーター等)の購入費 (5) 非接触サーモグラフィカメラ(検温・消毒機能付き等)の購入費</p>
3	補助額	<p>基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の金額が補助額となります(寄附金その他の収入額がない場合)。</p> <p>1施設当たり 500,000円</p>
4	「ホームページ上に発熱等外来対応医療機関であることを明記するための改修費」とは、HPの新設や改修にかかった費用の全額が対象になりますか。	<p>費用全体のうち、発熱等外来対応医療機関であることを明記するための改修費の部分のみが対象となります。当該改修費の部分のみを明確に区分して計上できる場合にのみ、ご申請いただくことが可能です。</p>
5	「換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費」とは、どのような規模のものが対象となりますか。	<p>改修にかかった費用のうち、修繕費のみが対象となります。工事費(固定資産に計上するもの)は対象外となります。</p>
6	「医療機器(パルスオキシメーター等)の購入費」には、どのような機器が対象になりますか。	<p>発熱等外来対応医療機関を新設するために真に必要不可欠な医療機器が対象となります。従って、発熱患者の診療に限定せず通常の診療にも用いる機器は対象外となります。</p>
7	導入する設備について、形式及び規格に基準はありますか。	<p>外来診療に必要なもので、補助の対象となる経費であれば、特にありません。</p>
8	外来対応医療機関確保事業と外来対応医療機関設備整備事業の両方の補助を受けることは可能ですか。	<p>可能です。同じものを重複して申請しないようご注意ください。</p>

9	令和5年3月10日以降に新設して、申請日までに外来対応の実績がない場合でも補助を受けることは可能ですか。	可能です。ただし、補助事業の対象期間中に受け入れ実績がなかった医療機関は補助の対象になりませんので、補助金を返還していただくことになります。補助を受けた医療機関においては、新型コロナ患者を積極的に受け入れていただき、当該受け入れ実績を確実にG-MISに入力していただく必要があります。
10	令和5年度中に外来対応医療機関を辞退した場合、補助金を返還する必要がありますか。	少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行う保健医療機関が対象となりますので、補助金を返還していただくことになります。ご注意ください。
11	外来対応医療機関確保事業の補助を既に一度受けた医療機関が、再度補助を受けることは可能ですか。	当補助金は、外来対応医療機関の初度設備を補助する事業であるため、一度補助を受けた医療機関が再度補助を受けることはできません。